

系統連系およびアンシラリーサービス契約申込書 兼 電力受給契約申込書

中国電力ネットワーク株式会社（以下、「中国電力NW」という。）の「系統アクセス業務取扱要則」、「発電設備系統連系サービス要綱」、「発電設備等の系統連系に関する要綱〔高圧〕^{※1}」および「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（以下「契約要綱」という。）」ならびに本申込書記載の契約条件に同意のうえ、以下のとおり電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）にもとづく接続契約および特定契約（以下、総称して「受給契約」という。）ならびにアンシラリーサービス契約の申込み（以下、総称して「本申込み」という。）を行います。

なお、以下の各号のいずれかに該当したときは、本申込みは撤回されたものとし、本申込みにもとづく中国電力NWとの契約が既に成立している場合であっても、当該契約が中国電力NWによって解除されることに同意します。

- | |
|--|
| (1) 中国電力NWが定める支払期日までに工事費負担金または精算額を支払わない場合 |
| (2) 接続契約から相応の期間が経過してもなお経済産業大臣からの認定を取得しない場合、および認定の効力が無効となった場合 |
| (3) 受給開始予定日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると中国電力NWが認めた場合を除きます。） |
| (4) 中国電力NWが、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、これに応じない場合 (5) 再エネ特措法施行規則第14条（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）または契約要綱2.8（受給契約の解除）に該当する場合 |

(注) 「お申込みにあたって、特にご確認いただきたいこと」をご了承のうえ、ご契約者さまがご記入ください。

【お申込内容】

太枠内に必要事項をご記入ください。

申 込 種 別 (左記□にチェック)	<input type="checkbox"/> 1:新 設 <input type="checkbox"/> 2:設備変更 <input type="checkbox"/> 3:受給契約廃止 (廃止希望日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 4:その他 ()				
ご 契 約 者	ご 住 所	(〒 -)			
	フリガナ				
	ご契約名義				様 ④
	ご 連 絡 先	電話番号 () -	E-mail :		
	受給開始前のご連絡先 ^{※2}	(〒)			
	電話番号 () -	E-mail :			
発 電 設 備 情 報	設置場所住所				
	設 備 名 称				
	発電設備種別	太陽光 ・ 風力 ・ 水力 ・ バイオマス ・ 地熱 ・ その他 ()			
	最大受電電力	kW	太陽電池・発電機出力	kW	
			パワーコンディショナー出力	kW	
	配 線 方 法	余剰配線 ・ 全量配線 (その他需要場所あり) ・ 全量配線 (その他需要場所なし)			
その他自家用 発電設備等	あり・なし	種類	ガソリン・燃料電池・蓄電池 ・その他 ()	出力	kW
備 考					

中国電力NWからの接続検討の回答後にお申込みをされる場合 ^{※3}	受給開始 希望日	年 月 日
--	-------------	-------

※1 高圧連系の場合にのみ適用

※2 受給開始前にご契約者さまと異なる連絡先を希望する場合は記入。

※3 中国電力NWからの接続検討結果の回答後に、当該回答結果を踏まえ本申込みを行う場合のみ本項を記入。

(お知らせ)

- ・本様式による申込みではご契約者さまによる再生可能エネルギー特定卸供給先の指定がないものとして取り扱います。
- ・本申込書にご記入いただきましたご契約者さま等の情報は、電力受給契約の締結・履行、電力設備の形成・保全および再エネ特措法にもとづく国または費用負担調整機関への届出に利用させていただきます。その他の利用目的につきましては、中国電力NWホームページでもご確認いただけますので、あわせてご覧ください。

(中国電力NW記入欄)

申込書受領日	年 月 日	特定契約成立日	年 月 日	認定書整合 <input type="checkbox"/>
--------	-------	---------	-------	--------------------------------

□ 出力抑制に係る取扱いについて

出力抑制に係る取扱いについては、再エネ特措法施行規則第14条第8項、契約要綱16（出力抑制）および附則4（出力抑制についての特別措置）のとおりとし、中国電力NWからの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じていただきます。

□ 連系申込みにもなう工事費負担金の取扱いについて

(1) 工事費の負担

中国電力NWが、ご契約者さまからの本発電設備の連系申込みに伴い必要となる設備対策工事（以下、「対策工事」という。）に要する工事費については、その全額をご契約者さまにご負担していただきます。

(2) 工事費負担金のお支払い

イ (1) によりご契約者さまにご負担いただく工事費（以下、「工事費負担金」という。）の概算額および竣工予定日（所要工期）は、接続検討の回答時に中国電力NWからご回答いたします。

ロ ご契約者さまが本申込みにもとづく連系を希望される場合は、当該工事費負担金を、別途接続契約に定める支払期日までに、振込請求書で中国電力NWの指定する口座に振り込むことによりお支払いいただきます。

ハ 中国電力NWは、当該工事費負担金を工事着手前に申し受けます。なお、対策工事に伴う停電調整等の結果によっては、工事期間は変更となる場合があります。

(3) 工事費負担金の確定および精算

イ 中国電力NWは、対策工事竣工後、当該対策工事に要した工事費の実績をもとに工事費負担金を確定し、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に差異が生じた場合は、工事竣工後すみやかに工事費負担金概算額との差額（以下、「精算額」という。）をご契約者さまへ請求または払い戻しいたします。

ロ 工事費負担金の確定は、設備を廃止または変更したことにより発生した費用の一切を含めた金額で行います。なお、工事費負担金における消費税率は、本発電設備の連系開始時点の税率を適用いたします。

(4) 申込みの撤回、変更に伴う損害賠償について

ご契約者さまが本申込みを撤回または内容を変更することにより中国電力NWに損害が発生した場合は、ご契約者さまに当該損害の一切をご負担していただきます。

(5) 竣工予定日の変更

(2) でお知らせする竣工予定日については、中国電力NWとご契約者さまとの協議によって変更することができることといたします。

(6) 損害賠償の免責

停電交渉の遅延、天候不順、その他中国電力NWの責めとならない理由により対策工事が竣工予定日までに竣工しなかった場合、当該対策工事の遅延によりご契約者さまが受けた損害について中国電力NWは賠償の責めを負わないものといたします。

(7) 設備の所有および使用

対策工事により中国電力NWが施設した設備は中国電力NWの所有とし、中国電力NWは、将来ご契約者さま以外の第三者に対する電力供給設備として同設備を使用することができることといたします。